

入 札 参 加 業 者 各 位

新ひだか町総務部契約管財課長 佐 藤 礼 二

令和4年度の建設工事等の入札に係る留意事項について

このことについて、次のとおり留意事項をまとめましたので、内容を十分ご確認ください。入札にご参加いただきますよう、お願いいたします。

記

1 最低制限価格の算出方法の変更について

令和4年5月1日以降の入札から、工事及び設計等業務委託(維持点検等)における最低制限価格の算定に係る各種経費の算入率の一部が変更となります。

変更内容の詳細については、町公式ホームページの「トップページ → 行政・まちづくり → 入札・契約 → 入札・契約制度について」に掲載しておりますので、ご参照ください。

2 入札に係る設計図書等の閲覧について

入札価格見積用の設計図書等の閲覧方法を令和3年度より新ひだか町のホームページで閲覧する方式に変更いたしました。

閲覧方法の詳細については、町公式ホームページの「行政・まちづくり → 入札・契約 → 閲覧用設計図書情報」に掲載しておりますので、ご参照ください。

3 新ひだか町請負工事施工成績評定要領及び評定結果の公表について

町では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、新ひだか町が発注する建設工事に関し「新ひだか町工事施工成績評定要領」を定め、原則、設計金額が130万円以上の建設工事について評定を実施しています。評定結果については、発注工事ごとに、町ホームページで翌年度に公表を行う予定ですので、ご承知ください。

4 経営事項審査の有効期間について

一般に「**経審**」と呼んでいるものです。契約時点で有効な経営事項審査の結果通知(経営規模等評価結果通知書・総合評定結果通知書)を有していなければ、町と工事請負契約を結ぶことはできません。

落札後に有効期間が切れていることにより、契約締結期限内に契約ができない場合には、指名停止、違約金の徴収の措置を行うこともありますので、十分注意してください。(有効な結果通知を用意できない場合は、入札の参加を辞退願います。)

有効期間は、経営事項審査結果通知書の中央上部に記載のある「審査基準日」から1年7ヶ月です。

例えば審査基準日が「令和3年3月31日」なら、有効期間は「令和4年10月31日」までとなります。振興局に申請してから通知まで1ヶ月程度かかりますので、余裕をもって申請して下さい。

また、**新しい経営事項審査の結果通知が届いた場合には、その写しを共同審査システムを利用して速やかに提出してください。**※町入札参加登録工種の資格に係る建設業許可の総合評定値(P)を受けていること。

入札間近で確認が必要な時は、直接提出を求める場合がありますのでご承知ください。

5 公共工事における施工体制台帳の作成等について

施工体制を把握するための施工体制台帳並びに施工体系図の作成義務は、**公共工事については、下請金額に係わらず、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結する時は、すべてにおいて施工体制台帳・施工体系図を作成し、その写しを発注者(町)に提出する事が必要になります。**

(現場代理人等指定通知書等に関係書類を添付して提出して下さい。)

その他、施工体制等(一括下請負違反や主任技術者等の適正な配置を怠った場合等)の法令違反を行っ

た場合は、建設業許可行政庁（国又は北海道）より監督処分を受ける場合もありますので、ご留意ください。

6 現場代理人の他工事との兼任及び配置技術者の取扱いについて

現場代理人の取扱いは、「現場に常駐（＝専任）」することを求めています。「新ひだか町発注工事における主任技術者等及び現場代理人に関する取扱要領」に基づき、現場代理人の兼務を認める場合があります。

また、建設工事の適正な施工を確保するため、建設業法や国の監理技術者制度運用マニュアル（令和2年9月30日一部改正有り）等により、技術上の管理を行う主任技術者又は監理技術者等の工事現場への適正な配置（技術資格・雇用形態・配置条件等）が求められております。

建設業許可庁（国・北海道）や町の発注工事における主任技術者等及び現場代理人に関する取扱要領等をご確認のうえ、技術者等の適正な配置等について、ご留意ください。

なお、落札者が、適正な主任技術者等を配置できない場合は、契約を締結できないだけでなく、地方自治法施行令第167条の4第2項に該当し、当町競争入札等参加資格関係事務処理規定に基づき、今後の入札の参加が制限される恐れがありますので、手持ち工事などを勘案し、入札前に配置可能かどうか確認のうえ、配置できない場合は、入札までに入札辞退届を速やかに必ず提出願います。

特に専任配置の技術者が必要な工事の入札時は十分注意願います。なお、辞退を理由に、今後不利益を受けることはありません。

7 工事・業務実績情報サービス（コリンズ・テクリス・パブディス）における工事・業務内容の登録について

建設工事においては、工事請負代金額が500万円以上（税込）の建設工事について、請負業者が工事実績情報サービス（コリンズ）に登録しなければならない旨を、工事共通仕様書等に記載しております。受注の際には、工事監督員の確認を受けた後に、J A C I C（日本建設情報総合センター）へ登録申請を必ずお願いします。（変更登録・竣功登録を含む。）

なお、建築関係業務を除く業務委託（調査設計業務・地質調査業務・測量業務及び補償コンサルタント業務）においても、発注業務の共通仕様書等で登録を求めている場合は、テクリスへの登録申請（業務請負代金額が100万円以上を対象）を、建築関係業務については、パブディスへの実績登録をお願いします。

8 入札時における工事費等内訳書の提出に関する取扱いについて

入札契約適正化法に基づく指針、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の一部改正に基づき、工事費等内訳書に不備（例えば内訳書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする当町の具体的な取扱いを定めましたので、入札の際には内容について、ご留意願います。

詳しくは、町公式ホームページ掲載の「入札時における工事費等内訳書の提出に関する取扱いについて」をご覧ください。

なお、上記取扱いに関しましては、平成30年4月1日以降に入札手続を開始する工事等から適用し実施していますので、入札参加者の皆様におかれましては、ご確認をお願いします。

9 地元業者の活用のお願について

元請業者の皆様におかれましては、工事資材の調達や工事の下請けに関し、可能な限り地元業者を活用していただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

◎ **各項目の内容及びその他の新ひだか町に関する入札・契約情報については、新ひだか町公式ホームページにて、ご確認いただけます。また、競争入札参加資格審査申請の内容に変更があった場合は、速やかに共同審査システムにて変更届出の手続きをしてください。（造林業種につきましては、入札参加資格審査担当課へ届出をしてください。）**

町ホームページアドレスは、<https://www.shinhidaka-hokkaido.jp>
「行政・まちづくり → 入札・契約」の各項目となります。
(契約管財課契約グループ)